

つんにちは 前橋市社協

第160号

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会
前橋市日吉町二丁目 17-10
前橋市総合福祉会館 3階

TEL : 027-237-1112 FAX : 027-219-0337

ホームページ

Instagram

Facebook



SNS 始めました!

支え合うまちづくり「町社協」が始まっています

町社協は、自治会、民生委員、保健推進員、老人クラブ、ボランティア団体等の関係者による情報交換を行い、協力し合う体制をつくっています。

町社協の活動は「通いの場(ふれあいサロン)」や「見守り活動」が中心となっていますが、生活上のちょっとした困りごとを解決する支え合い活動や、地域の課題に応じた特色ある活動に取り組み始めた町社協もあります。



町社協の活動例をご紹介します



岩神町二丁目 ビンシャン体操



下細井町 市立前橋高校吹奏楽部との交流

前橋市社会福祉協議会は、町社協をはじめとした地域住民による支え合い活動・福祉の地域づくりを推進しています。多くの方々の地域福祉活動へのご協力・ご参加もお待ちしています。詳しくは地域福祉係までお問い合わせください。

問い合わせ：前橋市社協 地域福祉係 ☎ 027-237-1142



前橋市 HP
支え合いのまちづくり
(生活支援体制整備事業)



市社協 HP
町社協



社会福祉大会

社活動に感謝

介、地道なボランティア活動の功績により社協会
長表彰を受賞した風香亭粋楽さんによる落語と
AKOさんによる楽器演奏を披露いただきました。

また、今大会から会場を前橋市総合福祉会館に
移し、大会前後の期間で施設や団体のパネルや写
真、作品の展示を行い、来館された方々にも地域
での活動を知っていただく機会となりました。



市社協会長表彰



AKOさん



総合福祉会館では地域の福祉活動を紹介

開催します

権利擁護 講座

自分のことは自分で決めたいという権利はとても大切なことです。でも、認知症になってしまったり、知的障がいや精神障がいがある等の理由で自分で自分の行動や気持ちを決めることが難しく困っている人はたくさんいます。

そういった方達に寄り添い、どうしたら良いかを一緒に考えたり、代わりに契約や財産管理をしたりなどご本人の権利を守ることを「権利擁護」といいます。

権利を守り、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための事業や制度と一緒に学んでみませんか。

- 1 募集人員 / 30名(人数が多い場合は抽選となります。)
- 2 参加要件 / 前橋市在住の方
- 3 受講料 / 無料
- 4 講座日程 / (内容については予定)



申し込みグループフォーム

講座日	時間	講座内容
令和6年1月11日(休)	13:30 ~ 15:30	「耳」「目」「心」を傾けてきてみよう
1月18日(休)		認知症の理解、精神・知的障がいの理解
1月25日(休)		成年後見制度について
2月1日(休)		民法の基礎(財産・相続・遺言)

- 5 会場 / 前橋市総合福祉会館 会議室 (前橋市日吉町二丁目17-10)
- 6 申込期間 / 令和5年12月5日(火) ~ 12月22日(金) 9:00 ~ 17:00
- 7 申込方法 / ①申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールで申込む。
※申込書は本会ホームページよりダウンロードまたは、生活支援係窓口でも配布いたします。
②グループフォームより申込む。(上記二次元コードをご参照ください。)
※①②いずれかの方法でお申し込みください。
- 8 申込先 / 生活支援係 FAX: 027-219-0337 mail: seikatsushien@mae-shakyo.or.jp
- 9 問合せ先 / 生活支援係 ☎027-237-1261

第22回 前橋市 永年の地域福



前橋市長表彰

11月9日に「第22回前橋市社会福祉大会」を開催し、長年にわたり社会福祉事業に功績のあった189名と57団体に、山本龍前橋市長と南雲厚前橋市社協会長から、表彰状及び感謝状を贈呈しました。

式典後には、長年前橋市のボランティア活動を先導してきた功績により前橋市長表彰を受賞した前橋市ボランティア団体連絡協議会による活動紹



前橋市ボランティア団体連絡協議会さん



風香亭粋楽さん

「地域歳末たすけあい募金」にご協力をお願いします

今年も12月1日から12月31日まで、地域歳末たすけあい募金運動が実施されます。令和4年度はみなさまの温かいご協力で、**15,501,844円**もの浄財が寄せられました。

みなさまからお預かりした募金は、全額が前橋市内の地域福祉活動のために役立てられています。今年度もみなさまのご協力をお願いいたします。

【活用されている事業】

- ・ 地域福祉活動助成事業
「交流」「見守り」「支え合い」などの地域福祉活動に対して助成する事業
- ・ 地域福祉年末年始配分事業
市内の子ども食堂や里親家庭に対して年末年始の事業費の一部を助成する事業



非常勤介護職員募集情報

問い合わせ：介護事業課 ☎ 027-237-1113

介護福祉士、初任者研修の資格取得を応援します。

(※) 無資格者や初任者研修受講中で関心のある方は、ご相談ください。初任者研修の受講料を補助します。また就業中の職員を対象に、介護福祉士資格取得の補助金交付制度もあります。

職種	資格等	時給・休日	手当	提出書類・試験等	勤務地	人員	受付
非常勤 ホームヘルパー ※短時間就労も可能です。	ヘルパー2級、 初任者研修 以上(※)	生活・家事援助 1,015円～1,195円 身体介護 1,195円～1,375円 法定休日+応相談	訪問：79円/1ケース 処遇改善金：時給 に100円加算 移動：33円/1km 燃料：16円/1km 時間外手当 他	履歴書 資格証の写し 書類提出後 面接試験を実施 30時間 (社会保険)	市内 (主担当地域は 応相談)	若干名	随時募集
非常勤 デイサービスセンター 生活相談員兼 介護職員	社会福祉士、 社会福祉主事、 介護福祉士等 (※)	1,190円～ 日曜日、年末年始 (時間要相談)	通勤、送迎 処遇改善金：時給 に50(介護福祉士 は100)円加算	20時間 (就労条件により社会 保険または雇用保険)	大胡いこいの家 デイサービスセ ンター (堀越町1658- 1)	若干名	募集人員 に達した 時点で終 了
非常勤 デイサービスセンター 介護職員	不問(※)	1,100円～ 日曜日、年末年始 (時間要相談)		16時間 (扶養の範囲内)		若干名	

ありがとうございます

あたたかいこころ

ありがとうございました。
令和5年8月1日から令和5年10月31日までを掲載します。
(敬称略・順不同)

氏名・団体名(敬称略・順不同)	金額(円)
あかぎクラブ前橋地区	60,000
子どものくらしを守る会	42,916
合計	102,916円



あかぎクラブ前橋地区様

氏名・団体名(敬称略・順不同)	寄付物品
第一生命労働組合群馬支部	タオル324枚
株式会社ダイナム	おもちゃ等物品145点
明治安田生命保険相互会社 前橋営業所	タオル51枚
山田 宮二	チューリップ球根12袋
岡田 綾子	生活用品一式
岩崎 保行	
……トイレットペーパー6パック、ボックスティッシュ6パック	



第一生命労働組合群馬支部様



株式会社ダイナム様

大谷 吉伸 ……切りバラ約2,550本
次の方から合計23.60kgのプルタブ・アルミ缶をいただきました。
株式会社あらたや/治武 治久/下長磯町老人クラブ/文京町二丁目天寿会/羽鳥 潤子/仲島 詔代/金光教前橋教会/つなみボランティア/栗城 弘子
令和5年4月1日から令和5年10月31日までの寄付合計
一般寄付金……………852,718円
指定寄付金……………300,000円
プルタブ・アルミ缶合計……………64.6kg

アルミ缶は必ず洗ってからご寄付いただけますようお願い致します。
オムツは袋の空いたものはお受けできません。
食品、衣服、食器、家具の取り扱いはありません。

困ったときは
いつでも
お気軽に
どうぞ

前橋市社会福祉協議会

日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館 3 階
☎ 027-237-1112 FAX 027-219-0337
<https://www.mae-shakyo.or.jp>

前橋市社会福祉協議会 大胡支所
☎ 027-283-2001 FAX 027-283-2448

前橋市社会福祉協議会 宮城支所
☎ 027-280-2230 FAX 027-280-2238

前橋市社会福祉協議会 粕川支所
☎ 027-285-3801 FAX 027-285-3817

前橋市社会福祉協議会 富士見支所
☎ 027-288-6113 FAX 027-288-6893

無料相談所のご案内

■心配ごと相談所 ☎ 027-237-5006

相談内容：日常生活上のあらゆる心配ごと
開設日時：月曜日～金曜日（祝日は除く）13時～16時
場 所：前橋市総合福祉会館3階
相談員：各分野の学識経験者等
相談方法：電話相談または面接相談
※前橋市社協大胡支所、老人福祉センターでの開設はお問い合わせください。

■成年後見専門相談 ☎ 027-237-1261

相談内容：高齢者・障がい者の成年後見制度利用や、今後の生活等について
開設日時：月3回 10時～12時
(開催日はご確認ください)
場 所：前橋市総合福祉会館3階
相談員：弁護士・司法書士・社会福祉士
※ご予約は生活支援係まで

成年後見トピックス

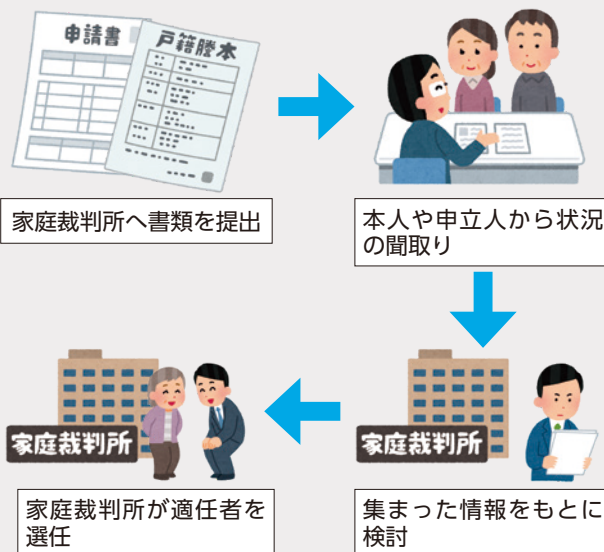
成年後見人はだれがなるの？

成年後見人は、本人の親族の他に、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることが多いです。

本人の状態や財産状況、どんな支援が必要なのか等を総合的に考えて家庭裁判所が選任します。

「この人になってほしい」という人がいれば、家庭裁判所へ手続きをする際に、候補者として出すことはできますが、必ずしも希望した人が選ばれるとは限りません。

「誰が選任されるのが本人にとって最善なのか」を考え、最終的に家庭裁判所が判断することになります。



【問い合わせ】

あんしんサポートまえばし（生活支援係内）
☎ 027-237-1261

